

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年8月27日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明
大船渡市監査委員 紀 室 若 男

令和2年度定期監査（例月現金出納検査との連携分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和元年度及び令和2年度を範囲として実施した。対象機関は次のとおり。

- (1) 生活福祉部国保年金課
- (2) 都市整備部下水道事業所

2 監査の重点項目と着眼点

令和元年度の例月現金出納検査において、財務監査が必要と認められた次の事項。

- ・ 重点項目： 委託契約事務
- ・ 着 眼 点： 法令等に基づき適正な事務を行っているか。
特にも、随意契約としたものについて、その理由、業者選定理由及び契約書記載内容並びに支出までの事務手続きが適正か。

3 監査の主な実施内容

(1) 事務局職員による事前監査

- ・ 監査資料の提出を求め、当該資料及び関係書類を確認するとともに、事業内容や事務手続き等について課長等から聴取した。
- ・ 上記について監査調書を作成し、監査委員に報告した。

(2) 監査委員による監査

監査資料、監査調書を確認するとともに、部課長等から事情を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所： 市役所本庁舎
- (2) 日 程： 令和2年5月18日から令和2年8月17日まで

5 監査の結果

詳細については、別紙に記載したとおりであるが、財務事務の適正化を図るため、尚一層の取り組みを検討されたい。

【生活福祉部国保年金課】

1 指摘事案の概要

令和元年度の財務に関する事務の執行において、第三者行為による損害賠償請求事件訴訟に係る訴訟業務（※）について、変更契約を経ずに、決裁によって契約額と異なる委託料を支払っている事案があった。

※ 第三者である被告の過失により当市国民健康保険被保険者が熱傷を負った事案について、市が医療保険の給付を行った価格について求償したが、被告が過失を否認したため、被告に対し、市が代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、医療費等の支払を求めたもの。

2 事案の説明

この業務は、第三者行為による損害賠償請求事件訴訟に係る訴訟業務であり、契約の相手方が弁護士等に特定されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。また、当市顧問弁護士が、被告の顧問弁護士でもあったことから、本事案については、岩手県国民健康保険団体連合会顧問弁護士から弁護士を選定している。

当初契約では、受任範囲を訴訟（一審）とし、着手金 400,000 円、報酬金 800,000 円（ただし、請求額が満額認容の場合）、出張日当 50,000 円（一日当たり）、及び実費（切手代、印紙代）58,000 円の予納について規定している。

しかし、この契約書には、訴状に記載する損害賠償の請求額について、記載されていない。その後の経緯及び担当部署からの聴取によると、この時点では、市が負担した医療費の総額 10,228,227 円を請求額と契約の相手方も認識していたようである。

当初契約締結後、医療費 10,228,227 円に、弁護士費用及び遅延損害金 2,057,645 円を上乗せした 12,345,872 円を訴額とすることとし、これにより実費額を当初契約の 58,000 円から 64,000 円とする変更契約を締結している。

その後、訴訟の過程において、当市が負担した医療費総額を 9,910,404 円に修正し、令和元年 12 月に被告が市に和解金 9,910,410 円を支払うことで和解が成立した。和解金は、令和 2 年 1 月に全額入金されている。

ここで、当初契約では受任範囲を訴訟としていたものが和解となったこと、当初契約に記載はなかったが想定していた損害賠償の請求額（医療費総額）が変更となっているのに対し、報酬金の協議を進めるなかで、相手方との良好な関係性が保てなくなり、相手方との協議及び変更契約の手続きを行わないでいたが、令和 2 年 1 月 31 日、相手方から支払金額について承諾を得られたことから、決裁によって契約とは異なる委託料（報酬金）750,000 円を弁護士に支払った。

3 監査の結果

市が相手方に支払った委託料（報酬金）は、当初の契約額を下回っており、（旧）日本弁護士連合会報酬等基準を勘案しても、市に損害を与えているものではない。

しかし、訴訟事務の変遷に伴い、相手方と変更契約の要否について協議し、契約を変更する必要があったにも関わらず、変更契約を締結することなく、決裁によって委託料（報

酬金)を支払いしたことは、事務手続としては適正を欠いている。

契約書は、当事者双方の意思の合致を明確にし、後に発生するトラブルを防ぐために交わすものであり、契約締結の際は、その契約内容について、十分に検討を行う必要がある。本委託契約は訴訟に係るものであり、契約内容は専門性が高く、また事例件数の少ないものであったと考えられるが、このような場合にこそ、さらに十分な検討が必要であった。

また、契約の内容を変更する場合には、その都度、変更契約を締結すべきであるが、契約変更をする機会が複数回あったにもかかわらず、その機会を逃したことは残念なことであった。

さらに、相手方と良好な関係性が保てなくなったとしても、しなければならない手続きを省略することはできない。

今後は、契約内容を十分に検討し、必要に応じて変更契約を締結する等、適正な契約事務を行うとともに、財務事務の適正な執行を望むものである。

【都市整備部下水道事業所】

1 指摘事案の概要

令和元年度の財務に関する事務の執行において、下記のような事案があった。

- (1) 委託業務の契約事務において、設計書を作成せず予定価格を決定していたものがあった。
- (2) 委託業務の契約事務において、仕様が不備なものがあった。
- (3) 委託業務等の業者選定を、相見積もり（※）により行っているものがあった。

※ 以下において、「相見積もり」及び「見積もり合わせ」の定義を次のとおりとする。

相見積もり：一者が他者分の見積書まで手配すること

見積もり合わせ：複数の者から見積もりを徴して比較すること

2 事案の説明

1の(1)について

設計書を作成せずに予定価格を決定していた業務は、三陸地区漁業集落排水施設維持管理業務（随意契約、契約額 4,320,000 円）。

市財務規則では、随意契約により 100 万円以上の契約を締結する場合、予定価格を当該事項に関する設計書及び仕様書等によって予定するとされているが、設計書を作成しておらず、また、財政課より各課に通知した「随意契約事務執行チェックリスト」によるチェックも行っていない。

1の(2)について

仕様に不備が認められたものは、漁業集落排水施設マンホールポンプ槽内異物除去等業務（三陸地区漁業集落排水施設維持管理業務の受託者に一者随契、単価契約）である。

当該業務については、休日及び深夜対応を行った場合の費用負担等を明記しておらず、協議により費用を支払った経緯がある。

1の(3)について

小石浜地区漁業集落排水施設散気管装置交換業務ほかの委託業務及び修繕業務において、特定の 3 業者に見積もり依頼し、うち特定の一者が請け負っているものが散見されたことから、担当部署に聴取した結果、相見積もりにより業者決定した随意契約であることを確認したものである。

担当部署からは、漁業集落排水処理施設での汚水処理に支障をきたさないよう早急の対応をしなければならなかったこと、施設の維持管理業務の受託者に行わせることで業務が円滑に進むことから、相見積もりによる事務処理を行っていたとの報告がされている。

なお、相見積もりにより業者決定していた委託及び修繕業務については、作業報告書も整備されており、当該業務が実施されたことが窺えた。

3 指導した事項（定期監査までの経緯）

上記については、令和元年度において、不備・不適切な財務事務を発見した時点で、公平性・透明性が示される事務とするよう指導を行い、担当部署より、設計書の作成、仕様内容の検討、「随意契約事務執行チェックリスト」により事務を行う旨の改善策が示され

たところである。

4 改善の状況

本定期監査においては、令和2年度における業務委託について、次のとおり確認している。

1の(1)について

漁業集落排水施設維持管理業務は、設計書を作成したうえで予定価格を作成している。

1の(2)について

漁業集落排水施設マンホールポンプ槽内異物除去業務委託は、令和2年度より漁業集落排水施設維持管理業務に包含されているが、契約期間中の休日及び祝祭日、夜間等の異常時における対応費用等、仕様の見直しを行っている。

1の(3)について

担当部署への事情聴取により、現在は相見積もりによる契約を行っていないことの報告を受けるとともに、関係書類等を確認したところ、監査実施時点において契約を締結している随意契約による委託業務は見積もり合せによるものであった。併せて修繕に係る契約についても確認したが、これについても見積もり合せによるものであった。

5 監査の結果

地方公共団体の行う契約は、公正かつ経済的であることが要請されるものであり、一般競争入札によることが原則とされ、指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとされている。

随意契約により契約を締結する場合であっても、財務規則の規定により2人以上の者（現在は3者以上の取扱いとしている）から見積もりを徴することとされており、競争原理を働かせるため、価格を比較検討し最も有利な価格を見積もった者を契約の相手方とすべきである。

また、契約額が妥当な価格であることを確認できるような事務処理とし、契約事務における透明性の確保に努めるべきである。

職員の収賄事件を契機に再発防止に向け、市を挙げて職員研修の実施及び「随意契約事務執行チェックリスト」の活用等の取組みを行っていたなかで、相見積もりにより随意契約を行っていたことは、まことに残念な事実であった。

上記4に示したとおり、令和2年度において、指導した事項が改善されていることを確認したが、財務事務の適正な執行につなげるための更なる取り組みを検討されたい。

なお、下水道事業所が所管する、一般会計及び下水道事業特別会計については、適正な財務事務の執行をしていることを確認した。